

## 政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和元年9月13日(金) 16:00~16:18

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

### 3 出席者

#### (1) 出席議員

座長 杉本透

委員 細谷政幸、田中徳一郎、田中信次、市川よし子、栄居学、谷口かずふみ、  
くさか景子、相原高広、井坂新哉

#### (2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、

管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、経理課長 奥澤陽一、

参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一朗、政策調査課副課長 八木和則

### 4 議題

政務活動費のあり方の検討について

### 5 会議記録

#### (杉本座長)

それでは定刻になりましたので、ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題はお手元の会議次第のとおりであります。

7月5日の連絡会では、次回の連絡会において皆様から検討していただきたい事項について、ご意見を伺った上で、そのあとに、本職において、検討事項を整理してお示しするところでございます。

そこで、本日はまず、皆様方から検討していただきたい事項について、ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、順次ご発言をいただきたいというふうに思います。

まず始めに自民さんからどうぞ。

#### (細谷委員)

自民党としては今回の検討内容としては10点ほどご提案をしたいと思っております。

まず、情報公開請求制度から閲覧制度への移行ということを考えております。

現在、情報公開制度では閲覧までに申請から15日程度の時間がかかっております。

これは、議長の承認をとるのに時間もかかるということだと思いますけれども、請求者は申請と閲覧のために2度県庁に来なくてはならないということでもありますので、ぜひ、閲覧制度にすることで、請求者は来庁したその日に閲覧することができるようにする、このことが第1点目でございます。

2点目につきましては、会計帳簿と支出伝票の様式の見直しをした方がいいのではな

いかと思います。

閲覧ですとか、将来的に実施する可能性のあるネット公開、ウェブ公開に向けて会計帳簿と伝票の様式について見直しをする必要があるのかと思います。

3点目でございます。

タクシー代の透明化であります。

タクシー代を充当する際は、利用区間を現在より細かく記載をし、目的を記載する必要があるのではないかなというふうに思います。

4点目でございます。

電話代の透明化でございます。

固定電話ですとか、あるいは、携帯電話に充当出来ない経費が含まれていないことを示すために、充当のためには通帳の引き落とし部分だけでなく、明細書を添付するようすべきと思われる。

5点目でございます。

会議費の透明化でございます。

会議費につきましても会合の参加費などと同様に、テーマなどの内容を記載すべきと思われる、ということが5点目でございます。

6点目は電車代、バス代などの透明化でございます。

これにつきましては、電車代、あるいはバス代を領収書で充当する場合がありますが、利用区間を明記すべきと思います。

7点目でございますが、タウン誌ですとか、新聞などの掲載料の区分についてであります。

広報・広聴費において広報紙や新聞などに県政報告等を掲載する場合の事例を指針に例示し、充当の明確化を図るべきと思います。

8点目でございます。

事務所の賃料についてでございますが、これは現在、自己所有物件の賃料のみを禁止しておりますけれども、これを拡大して、配偶者ですとか生計同一の親族、及び配偶者、生計同一親族が役員を務める法人の所有の物件の賃料も充当不可とすべきと思います。

9点目でございます。

人件費についてであります。これも事務所の賃料と同様でありまして、現在、生計同一親族の人件費の充当には、より慎重な対応をとるものとする規定されておりますが、これも明確化して配偶者あるいは生計同一親族への人件費充当は禁止すべきと思います。

最後であります。

10点目であります。クレジットカードの支払い方法についてであります。

これにつきましては、リボ払いですとか分割払いなどを充当出来ないように、クレジット決済は一括払いのみ充当可能にすべきと思います。

以上、10点、自民党としては改正した方がいいのではないかと、ということで今回ご提案をさせていただきました。

(杉本座長)

では、立民さんどうぞ。

(栄居委員)

私たち立憲民主党といたしましては、まず3点について今後、検討していきたいということで申し上げさせていただきます。

視察報告のあり方についてということで、政務活動費を活用した議員の視察報告について、県民に視察の動向や成果をより詳細に知っていただくものにすべきと考えております。

そのためにも今、政務活動費の指針の中で、様式として定められている報告書のフォームがございますが、より詳細な内容にするという視点で、今後連絡会において検討していくべきと考えております。

そして、2点目については、政務活動費の使途の情報公開のあり方について、基本的な方針としては、県民の理解が得られる公開のあり方を議会全体で検討していくべきと考えます。

特に、本県の政務活動費にかかる領収書の開示については、情報公開請求を受けてから15日以内に議長の決裁を受けて、その後に開示されるというような仕組みで全国的にみても手続きに時間がかかるという制度になっておりますので、こうした請求者、県民に負担のかかる開示の手続きについては、まず、急いで改善が必要と考えております。

また、今、自民党さんからも会計帳簿や伝票見直しの中で少し言及のあったインターネットを活用した領収書の公開についても、本連絡会で当然検討していくべき課題であると考えます。

そして、3点目については、政務活動費の指針の見直しについてであります。

私たち議員は、政務活動費の指針を政務活動費を使う際の基準として参照している訳ですが、現在の政務活動費の指針については、より使途を明確化する内容に改善すべきと考えております。

例えば、消費増税や他県の先進事例など、取り巻く環境の変化を捉えた内容にアップデートしていくという視点で連絡会の検討項目とすべきであると考えます。

以上でございます。

**(杉本座長)**

はい、ありがとうございました。

次、公明さんどうぞ。

**(谷口委員)**

はい、公明党としましては、1点、情報公開のあり方について検討していただきたいと思っております。

方向性としては、領収書のネット公開という方向に向けて、検討いただきたい。

その前に、今お話しがさまざま出ています政務活動費の指針について、具体的なことはまだこれからですけれども、インターネット公開に向けて直さなくてはいけないところを詰めていく。

また、人員を含めた体制の整備などについても、ご検討いただきたいと思っております。

いずれにしても、他県でネット公開を始めたところの調査も含めて、しっかりと情報公開を進めるための準備を、この連絡会で進めていきたいと思っております。

**(杉本座長)**

はい、ありがとうございます。

続きまして民主さん。

**(くさか委員)**

はい、かながわ県民・民主フォーラムといたしましては1点です。

皆さんおっしゃっているように情報公開のあり方をぜひ進めるべきであると思います。

情報公開請求が、先程もおっしゃっている、手続きが煩雑であり時間がかかるというこ

ともありますし、やはりウェブ公開も視野に入れた公開をしていくべきではないかと思っています。

全国の都道府県でも、このウェブ公開をしているところが3分の1ぐらいあると聞いております。

詳しくはまた調査も必要と思いますが、時代の流れからも、このウェブ公開についてぜひ検討していくべきだと考えます。

以上です。

**(杉本座長)**

はい、ありがとうございました。

次は県政さん。

**(相原委員)**

はい、私ども県政会として本政務活動費連絡会で検討すべき事項についてお伝えをさせていただきたいと思います。

大きく分けると2つでございます。

1つ目が後年度の導入を前提として、継続して、今後数年間検討すべき事項として、具体的には、関係書類のホームページ上への公開についてでございます。

大きな2つ目は、政務活動費の指針を改正して、来年度、令和2年度より実施すべきと考える事項についてでございます。

具体的にいくつか申し上げたいと思います。

これは順不同です。

最初が近隣地域、具体的には県内及び隣接都県内における交通費の精算方法について、2つ目が宿泊費等について、3つ目が事務所費における備品購入等について、4つ目が切手・はがきの購入について、5つ目が名刺作成費について、6つ目が資料購入について、7つ目が車両の維持管理に係る費用について、8つ目が飲食に伴う会合・会議費への参加についてであります。

以上、大きくは2つなのですが、これに加えて整理すべき事項として、政務活動費の指針の中に加える事項として、必ず按分を必要とする支出リストを加えるとより分かりやすい指針になるのではないかと考えております。

以上です。

**(杉本座長)**

はい、ありがとうございました。

次は共産さん、どうぞ。

**(井坂委員)**

私たちとしても数点にわたって検討していただきたいということがあります。

1つは指針に関わってということでもありますけども、少し細かくなりますが、政務活動費の充当にあたっての運用指針に関連するという中で、全ての経費に共通する運用指針、その中では領収書のこと記載されておりますので、この領収書がやはり宛名が会派の場合に、今回請願などでも出ましたけれども、どの議員が使ったのかが分からないことがありましたので、その議員個人や複数の議員が共通して支出したのものについてはその議員名を記載することを検討したらどうかと思います。

複数の経費に関連する運用指針としては、飲食費に関連して、さまざまな会合に参加されると思いますが、アルコールを伴う場合は充当しないと変えたらどうかと思います。



よろしいですか。

それでは、以上で各会派からの意見の聴取は終了させていただきます。

なお、非交渉団体の意見につきましては、本連絡会要綱第8条の規定により、次回の連絡会までに、書面により聴取することにしたと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、4つの非交渉団体がございますので、そのようにさせていただきます。

本日皆様方から頂いたご意見、非交渉団体からの書面により聴取した意見を踏まえ、本職において検討事項を整理して、座長案を作成いたしたいと思っております。

今日は、各会派から出していただきましたけれども、限られた時間の中で、全てをやることは不可能でございますので、極力皆様のご意見を参考にさせていただく中で座長案を作成いたします。

そして、次回の連絡会におきまして、座長案を皆様方にご提示をさせていただき、またその席で皆様方のご意見があれば、お聞かせいただければと思っております。

その後、皆様方にお認めいただいた項目につきましては、具体的にいろいろな議論を、連絡会で重ねて行きたいと思っておりますから、どうぞよろしく申し上げます。

最終的に議論をしていただく内容は、次回、私の方から提示いたしますから、各項目については、それぞれ各会派で、こうすべきだというご意見はしっかりまとめていただいてこれから実のある議論をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

私からは以上でございますけれども、この際、何かありましたらどうぞ。

(なし)

よろしいですか。

それでは、次回の連絡会は9月25日水曜日、本会議終了後に開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、政務活動費連絡会を終了いたします。

どうも、お疲れさまでございました。

以 上